

大池古窯運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大池古窯の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 大池古窯の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大池古窯

位置 半田市鵜ノ池町33番地の1

(管理)

第3条 大池古窯は、半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において管理する。

(開設時間)

第4条 大池古窯の開設時間は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大池古窯の開設時間は午前9時から午後5時までとする。

(2) 教育委員会が特に必要と認めるときは臨時に開設時間を変更することができる。

(休設日)

第5条 大池古窯の休設日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、休設日を変更し、又は臨時に休設日を設けることができる。

(見学の手続き)

第6条 大池古窯を見学しようとする者は、開設時間内であれば自由に見学でき、見学料は無料とする。

(見学者の遵守事項)

第7条 見学者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 大池古窯で飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 他の見学者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) その他教育委員会が定める事項

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。